

事 務 連 絡
令和2年12月15日

各都道府県旅行業担当部局 御中

観 光 庁

Go To トラベル事業の取扱いについて
(年末年始のキャンセル料の取扱いについて明確化)

昨日12月14日の事務連絡「Go To トラベル事業の取扱いについて」のうち、「Ⅱ. 年末年始における全国的な旅行の取扱いについて」を下記のとおり明確化させていただきます。

各都道府県におかれましては、登録旅行業者等に対し、下記の内容について周知徹底をお願いいたします。

記

I. 4都市の旅行の取扱いについて

< 4都市を目的地とする旅行 >

(1) 新規予約の取扱い

- 12月27日(日)までに開始する旅行の新たな予約について本事業の適用を一時停止します。
- ただし、東京都については、12月18日(金)から12月27日(日)までの間に開始する旅行を対象とします。

(2) 既存予約の取扱い

- 12月22日(火)から12月27日(日)までの間に開始する旅行の既存予約(12月14日(月)24時時点の予約とします。)について本事業の適用を一時停止します。
(旅行者及び事業者双方への周知が必要であることに鑑み、12月21日(月)までに開始する旅行については、支援の対象とします。)

(3) キャンセルの取扱い

- 12月27日(日)までに開始する旅行の既存予約(12月14日(月)24時時点の予約とします。)について、12月24日(木)まで、無料でキャンセル可能とします。
- ただし、東京都については、12月18日(金)から12月27日(日)までの間に開始する旅行を対象とします。

< 4都市に居住する方の旅行 >

(1) 新規予約・既存予約の取扱い

- 新規予約・既存予約を問わず、12月27日（日）まで、本事業を利用した旅行を控えていただくよう呼びかけます。
- ただし、東京都については、12月18日（金）から12月27日（日）までの間、本事業を利用した旅行を控えていただくよう呼びかけます。

(2) キャンセルの取扱い

- 12月27日（日）までに開始する旅行の既存予約（12月14日（月）24時時点の予約とします。）について、12月24日（木）まで、無料でキャンセル可能とします。

< キャンセル料の負担 >

- これらの措置により、既存予約（12月14日（月）24時時点の予約とします。）のキャンセルを受けた事業者に対しては、キャンセル料発生の有無に関わらず、一律、旅行代金の35%に相当する金額（上限は1万4千円/人泊）を本事業の予算から負担します。

II. 年末年始における全国的な旅行の取扱いについて

(1) 新規予約・既存予約の取扱い

- 新規予約・既存予約を問わず、全国において、12月28日（月）から1月11日（月）までの間、以下のとおり、本事業の適用を一時停止します。
 - ・ 宿泊を伴う旅行については、12月28日（月）から1月11日（月）までの間の宿泊を旅行日程に含む場合は、割引対象外となります。
なお、12月28日（月）チェックアウトの場合は、28日（月）泊とはならず、割引対象となります（地域共通クーポンも同日まで利用できます。）。
 - ・ 日帰り旅行については、12月28日（月）から1月11日（月）までの間に実施される場合は、割引対象外となります。

(2) キャンセルの取扱い

- (1)の旅行の既存予約（12月14日（月）24時時点の予約とします。）について、12月24日（木）まで、無料でキャンセル可能とします。

< キャンセル料の負担 >

- 上記の措置により、既存予約（12月14日（月）24時時点の予約とします。）のキャンセルを受けた事業者においては、年末年始には既に多くの予約が入っており、これに対応するコストが発生していることを踏まえ、年末年始に限った特別の措置として、キャンセル料発生の有無に関わらず、一律、旅行代金の50%に相当する額（上限は2万円/人泊）を本事業の予算から負担します。

以上